

## 東大和市国民保護計画（案）に対する市民の意見

平成19年3月1日から31日の間に寄せられた意見及び意見に対する考え方を以下に示します。

### 1. パブリックコメントだけでなく、計画案に対する市民説明会を開催すべきではないか。他市の状況はどうなっているか。

市の考え方：計画案に対する市民説明会を実施した市としては、近隣では昭島市が実施したと聞いております。

東大和市では説明会は開催いたしません。計画案について、市報でお知らせしたうえで、全文を1ヶ月間ホームページで公開及び総務課窓口で閲覧に供し、計画案に対する意見を募集しました。

### 2. P30、P31、P43について

「特殊標章等の交付～」はジュネーブ諸条約の「負傷者や民間人を攻撃してはいけない」を根拠とするものであるが、「攻撃事態」の発生によって、負傷者が収容されている病院施設につけたり、避難誘導にあたるものに身につけさせたりすることが想像される。とすると、それは「攻撃事態」が続いていることを意味するもので、その標章の配布は、助ける者と犠牲にしてよいものの選別にならないか。つまり負傷者は保護できるが、逆に一般人は限りなく犠牲になる可能性がある、という「緊急時」「戦時」の矛盾をよく表している。他市の説明会では、元自衛官の説明で「自衛隊や警官による誤爆、誤射撃もありうる」ので、ということだった。標章等に関する普及、啓発の場で、これらのことについて、どのように説明されるのか、具体的に示してほしい。

市の考え方：特殊標章等の交付は、ジュネーブ諸条約第一追加議定書に基づき、文民たる住民を武力攻撃の危険から保護するために避難誘導等の国民保護措置に係る職務を行う地方公共団体の職員等と戦闘員との識別を行うことを目的としています。こうした認識のもと特殊標章の説明を行ってきます。

今後、国民保護全般に関する普及啓発に努めるとともに、その中で特殊標章についても説明していく予定であります。なお、その内容については東京都その他の機関と調整したうえで説明したいと考えています。

### 3. P 4 1 市における備蓄について

「安定ヨウ素剤」は、甲状腺が放射性元素の要素を吸収するのを防ぐといわれている。少なくとも40歳以下の人の全員分を市に保管すべき。また、固いものを飲み込めない幼児にはどうするのか。

市の考え方：安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等については、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等行うとされています。

また、固いものが飲み込めない乳幼児向けには内服液を投与することになります。

### 4. P 7 5～ 想定される避難の形態と市による誘導、住民避難を検討するにあたっては、攻撃の形態、規模、内容が重要ですが、具体的なものが何も示されていない。一番考えられる攻撃事態を想定し具体的内容を示してください。

市の考え方：市国民保護計画（案）で、市は、都による支援を受け、関係機関との緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児の避難方法について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するとしております。

### 5. 防災訓練に便乗して、武力攻撃を想定した避難訓練は行わないこと。

市の考え方：国民保護法第42条（訓練）においては、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図れるよう配慮するものとする。と規定されております。

これを受け、市国民保護計画でも訓練に当たっての留意事項とし、国民保護措置（テロ等に対応する緊急対処保護措置を含む。）と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるとしてあります。

### 6. 住民の避難誘導を自衛隊が行うことについて、ジュネーブ諸条約第1追加

議定書では、避難誘導は非軍事組織の役割としており、これに抵触するのではないか。抵触しないとするならば、この根拠を示してほしい。

市の考え方：昨年の国会での質疑の中で、同様の質問に対し、国は以下のように答弁しています。

「軍事組織が住民の避難誘導等に当たるとしても、これが軍事行動から生ずる危険から住民を保護することを目的としたものであることを踏まえると、このような活動が、直ちに国際人道法に反しているとは言えないと考えている。

また、第1追加議定書第51条7は、文民の移動等について、「特定の地点又は区域が軍事行動の対象とならないようにするために、特に、軍事目標を攻撃から掩護し又は軍事行動を掩護し、有利にし若しくは妨げることを企図して利用してはならない」と規定しているが、この規定は、軍事組織が住民の避難誘導等に当たること自体を禁じているわけではない。

したがって、自衛官が避難住民の誘導等を行うことは、第1追加議定書を含めた国際人道法との関係で直ちに問題を生ずるものではないと考えている。」

市としても同様に考えております。

7. 総務課の上記計画案の文書を見ましたが、横の連絡だけで具体的に市として何をするのかという具体性があまり感じられません。

そこで、一案を提案します。財政的にもかなりかかりますが、それに対する措置についても述べてあります。

まず、市民を避難させる場合、貴課の案にある市民会館やハミングホールなどでは、安全性や補給の点で問題があります。また小学校なども、市民会館と同じく、地震などではその半分ぐらいが倒壊してしまうでしょう。

爆弾テロや細菌・毒物テロにいたっては、地上の建物はあまり安全とはいえません。窓ガラスが弱く、空気の汚染も避けられません。

そこで地下に避難場所を作る案を提案いたします。まず市営の大きな駐車場を地下につくり、万一、地震、火災、テロ、その他災害に遭遇した場合、一時、利用者の車を地上に移し、駐車場を市民の退避場所とする。そこには当然、食糧・水・医薬品なども蓄えておき、発電もできるようにする。

この種の地下駐車場の建設場所ですが、西武線の玉川上水駅北側にある都立東大和南公園と西武線の間土地、また同線「東大和市駅」近辺の土地を利用して開発し、マンション住民の利用を重視すれば、経営的にも成り立つ

のではないのでしょうか。都心では地下鉄の駅が多数ありますから、これに該当するでしょう。

(地下の欠点と解決策)

- ① 地下のかなりの深さに掘るため、車の出入りに難点があること。これにはエレベーターを利用するいっぽう、地下1～2階部分ではスロープで車の出し入れができるようにする。
- ② 地下は陰気な雰囲気があるので、人間が入る際、明るさとか安心感があるように、壁の塗装、音楽、その他で工夫する。
- ③ 建設費用がかかるが、普段は市民の有料駐車場として利用していただければ、採算もとれるのではないのでしょうか。

(地下避難所の長所)

- ① 玉川上水という水源が近く、避難民の水の取水・補給がしやすい。当然、浄水装置があれば、利用した水を捨てても許されるでしょう。
- ② 駐車場として場所のいい所であれば、長い目で見て市の収入になるのではないのでしょうか。

ご参考までに記しますと、アメリカ政府のホワイトハウスの避難場所は同所の地下40階以上、70階位はあるのではないかといられています。先進国では地下に避難所があるところは多いといえるのではないのでしょうか。

以上

**市の考え方：**ご指摘のとおり、市内には都心にあるような地下街や地下鉄駅、大きな地下駐車場等は存在しておりません。市内の地下施設といえばマンションの地下駐車場で地下1階程度です。

従いまして、現時点ではご提言の対応は難しいと思われませんが、貴重なご意見として、計画を進めるうえで参考にさせていただきます。